

平成 21 年 2 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 ア ト ム  
代表者名 代表取締役社長 植田 剛史  
(コード番号 7412 東証・名証第二部)  
問合せ先 経営企画室 室長 服部 仁志  
(連絡先電話番号 052-249-5225)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 21 年 1 月 30 日に発表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」において、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所につきましては、網掛けで表示しております。

(開示 別紙の 2 ページ目以降 表中の記載事項)

<訂正前>

| 現 行 定 款  | 定 款 変 更 案   |
|--|---|
| …【省略】…   | …【省略】…  |
| (目的)   | (目的)  |
| 第 2 条 当社は、以下の事業を営むことを目的とする。                    | 第 2 条 当社は、以下の事業を営むことを目的とする。   |
| …【省略】…   | …【省略】…  |
| …【省略】…   | <u>26. 前号に付帯または関連する一切の事業</u>  |
| …【省略】…   | …【省略】…  |
| ( <u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u> )                   | (単元株式数)   |
| 第 8 条 当社の単元株式数は、普通株式および優先株式について、それぞれ 100 株とする。 | 第 8 条 当社の単元株式数は、普通株式および A 種優先株式について、それぞれ 100 株とし、B 種優先株式については、 <u>1 株とする。</u>   |
| …【省略】…   | …【省略】…  |
| (新 設)  | ( <u>累積条項</u> )   |
|  | <u>第 12 条の 14 ある事業年度において、B 種優先株主または B 種優先登録質権者に対して支払う配当金の額が B 種優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額（以下、累積未払 B 種優先配当金という。）については、B 種優先配当金及び普通株主もしくは普通登録質権者に対する配当金に先立って、これを B 種優先株主または B 種優先登録質権者に支払う。</u> |

| 現 行 定 款                    | 定 款 変 更 案  |
|----------------------------|--|
| <p>…【省略】…</p> <p>(新 設)</p> | <p>…【省略】…</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月4日まで有効とし、同日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p> |

<訂正後>

| 現 行 定 款  | 定 款 変 更 案   |
|--|---|
| <p>…【省略】…</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、以下の事業を営むことを目的とする。</p> <p>…【省略】…</p> <p>…【省略】…</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、普通株式および優先株式について、それぞれ100株とする。</p> <p>…【省略】…</p> <p>(新 設)</p> <p>…【省略】…</p> | <p>…【省略】…</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、以下の事業を営むことを目的とする。</p> <p>…【省略】…</p> <p><u>26. 前各号に付帯または関連する一切の事業</u></p> <p>…【省略】…</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、普通株式および<u>A種優先株式</u>について、それぞれ100株とし、<u>B種優先株式</u>については、<u>1株とする。</u></p> <p>…【省略】…</p> <p><u>(累積条項)</u></p> <p><u>第12条の14 ある事業年度において、B種優先株主またはB種優先登録質権者に対して支払う配当金の額がB種優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下、累積未払B種優先配当金という。）については、B種優先配当金及び普通株主もしくは普通登録質権者に対する配当金に先立って、これをB種優先株主またはB種優先登録質権者に支払う。</u></p> <p>…【省略】…</p> |

| 現 行 定 款 | 定 款 変 更 案   |
|---------|---|
| (新 設)   | <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日</u><br/><u>まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削るものとする。</u></p> |

(注) 本訂正開示をもって訂正する条項のみを記載し、その他の条項は省略しております。

以 上